

令和5年第2回定例会提出議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	専決処分について（柏市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	財政部 市民税課	1
2	柏市税条例の一部を改正する条例の制定について	財政部 市民税課	2
3	柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防局 火災予防課	3
4	工事の請負契約の締結について（柏市立西原小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事））	教育総務部 教育施設課	4
5	訴えの提起について	財政部 債権管理課	5
6	専決処分について（令和5年度柏市一般会計補正予算について（第1号））	財政部 財政課	6
7	令和5年度柏市一般会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	6
8	柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課 給与厚生室	7



議案第 1 号 専決処分について（柏市税条例等の一部を改正する条例の制定  
について）

議案第 1 号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和 5 年 3 月 3 1 日に公布され、その一部について同年 4 月 1 日から施行されたことに伴う軽自動車税の種別割に係る税率の特例の見直し等を行うため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により同年 3 月 3 1 日に専決処分により柏市税条例等の一部を改正する条例を制定したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 柏市税条例の一部改正（改正条例第 1 条関係）

軽自動車税の種別割に係る税率の特例の適用期限について、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車にあつては 3 年延長し、営業用の乗用のガソリン軽自動車にあつては当該ガソリン軽自動車に係る燃費性能等に応じて 2 年又は 3 年延長すること（附則第 1 3 条の 7 第 2 項、第 3 項及び第 4 項関係）。

2 柏市都市計画税条例の一部改正（改正条例第 2 条関係）

地方税法の改正に伴い、同法の条項を引用している部分を改めること（附則第 2 項から附則第 4 項まで及び附則第 1 7 項関係）。

3 柏市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（改正条例第 3 条関係）

所要の規定の整備をすること（第 1 条関係）。

4 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行すること。ただし、3 は、公布の日から施行すること。

## 議案第 2 号 柏市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、地方税法等の改正に伴い、大規模の修繕等が行われたマンションに対して課する固定資産税の税額の特例に係る割合等並びに森林環境税の賦課及び徴収の方法を定めること等を行うため、柏市税条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 森林環境税の賦課及び徴収は、個人の市民税の均等割の賦課及び徴収と併せて行うこと（第 38 条第 3 項関係）。
- 2 特定小型原動機付自転車（3 輪以上のものを含む。）に係る軽自動車税の種別割の税率は、年額 2, 0 0 0 円とすること（第 83 条第 1 号関係）。
- 3 大規模の修繕等が行われたマンション（特定の要件に該当するものに限る。）に対して課する固定資産税の税額の特例に係る割合は、3 分の 1 とすること（附則第 8 条の 2 第 18 項関係）。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1 は令和 6 年 1 月 1 日から、2 は令和 5 年 7 月 1 日から施行すること。

## 議案第 3 号 柏市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理の基準を改めること並びに喫煙所に係る標識の設置に関する特例を定めること等を行うため、柏市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 その位置、構造及び管理について柏市火災予防条例に定める基準によらなければならない電気自動車用急速充電設備の全出力の上限を廃止するとともに、当該基準について、火災予防上必要な改正を行うこと（第 11 条の 2 第 1 項関係）。
- 2 喫煙等に係る規定の整備
  - (1) 防火対象物に喫煙所を設置する場合において、健康増進法第 33 条第 2 項に規定する喫煙専用室標識を設けるときは、柏市火災予防条例に規定する「喫煙所」と表示した標識の設置は不要とすること（第 23 条第 3 項第 2 号関係）。
  - (2) 「禁煙」若しくは「火気厳禁」又は「喫煙所」と表示した標識と併せて図記号による標識を設けるときは、当該図記号は国際標準化機構又は日本産業規格に適合するものとしなければならないこと（第 23 条第 4 項関係）。
- 3 この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1 は、令和 5 年 10 月 1 日から施行すること。

議案第 4 号 工事の請負契約の締結について（柏市立西原小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事））

議案第 4 号は、柏市立西原小学校校舎長寿命化改良工事（建築工事）について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市西原四丁目 1 7 番 1 号

2 概要

校舎棟の改修工事，階段室棟及び渡り廊下等の増築工事，渡り廊下の解体工事並びに外構工事

3 契約の方法

制限付一般競争入札

4 契約金額

1, 5 6 2, 0 0 0, 0 0 0 円

5 契約の相手方

小倉・広島特定建設工事共同企業体

構成員 柏市若柴 1 6 2 番地 1

（代表者）小倉建設株式会社

代表取締役 小 倉 宏 庸

構成員 柏市豊四季 1 0 0 4 番地

広島建設株式会社

代表取締役 島 田 秀 貴

## 議案第 5 号 訴えの提起について

議案第 5 号は、介護給付費及び訓練等給付費の不当利得返還金の請求に係る訴えを提起しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

### 1 訴えの概要及び理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 4 項の規定により本市が相手方に支払った介護給付費及び訓練等給付費について、相手方が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「報酬告示」という。）及び厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（以下「関係告示」という。）に基づく減算をせず本市に請求をしていたことが判明したため、本市が相手方に支払った金額と報酬告示及び関係告示に基づく減算をした後の金額との差額に係る民法第 703 条に規定する不当利得返還金並びに同法第 704 条に規定する利息の支払を求める訴えを提起しようとするもの

### 2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、本市に対し、介護給付費及び訓練等給付費に係る不当利得返還金 24,232,566 円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）及びこれに対する令和 3 年 3 月 18 日から支払済まで年 3 パーセントの割合による金員を支払え。
  - (2) 相手方は、本市に対し、既払金に対して金額が確定した利息 85,920 円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が増額又は減額となったときは、その増額又は減額後の額）を支払え。
  - (3) 訴訟費用は、相手方の負担とする。
- との判決並びに（1）及び（2）について仮執行の宣言を求める。

議案第 6号 専決処分について（令和5年度柏市一般会計補正予算について  
（第1号））

議案第6号は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うため、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年4月21日に専決処分により令和5年度柏市一般会計予算の総額を約3億9,106万円増額し、約1,503億106万円に補正したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度4月補正予算の概要のとおりです。

議案第 7号 令和5年度柏市一般会計補正予算について（第2号）

議案第7号は、令和5年度柏市一般会計予算の総額を約20億8,325万円増額し、約1,523億8,431万円に補正しようとするほか、継続費の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度6月補正予算（案）の概要のとおりです。



議案第 8 号 柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 号は、千葉県職員の給与改定に準じ、教育職員の昇給の制度に係る特例を廃止するため、柏市一般職職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

- 1 55歳を超える職員のうち教育職給料表の適用を受けるものの昇給に係る特例を廃止すること（旧附則第9項関係）。
- 2 この条例は、令和5年7月1日から施行すること。